

山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱

令和6年2月8日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素排出量を削減し、持続可能な地域社会づくりを推進するため、再生可能エネルギー利用設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 町内に住所を有する者又は有する予定の者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営む者又は町内で事業を営むために建物の新築、建替え、購入若しくは賃借をする者をいう。
- (3) 住宅 専用住宅、集合住宅及び住宅部分の床面積が2分の1以上ある併用住宅をいう。
- (4) 事業所 専ら事業の用に供する店舗、事業所、工場その他これらに類する建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内にある自ら居住している住宅若しくは居住する予定の住宅で使用するために補助金の対象となる設備を設置する個人又は町内にある自らの事業所で使用するために補助対象設備を設置する事業者
- (2) 自らの所有に属さない住宅又は事業所において補助金の対象となる設備を設置する場合にあっては、当該住宅又は事業所の所有者から書面による承諾を得ている者
- (3) 補助金を交付申請した年度内に補助金の対象となる設備の設置を完了できる者
- (4) 町税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる補助対象者が同表の要件を満たす設備(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 設置する設備が中古品又はリース契約によるものである場合
- (2) 既にこの補助金又は過去に同種の補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した住宅又は事業所に、同一の補助対象設備を設置する場合
- (3) 補助金の交付申請時において、既に補助対象事業に着手している場合

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助対象者が複数の補助対象設備を設置する場合の補助金の交付額は、前項に定める額を合算した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書又は請負契約書の写し
- (2) 着工前の現況写真
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) 再生可能エネルギー利用設備の形状及び規格等が分かる資料(図面、仕様書等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手してはならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 変更承認(及び補助金変更交付)申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

3 町長は、前項の申請を受理し、適当と認めたときは、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金変更・中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) 補助事業により設置した設備の設置状態を示す写真
- (3) 補助事業により設置した設備の保証書の写し
- (4) 太陽光発電設備にあつては電力会社との余剰電力販売契約の確認ができる書類の写し
- (5) しゅん工検査の試験記録書等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第10条 町長は、前条の報告書を受理したときは、提出された書類の審査のほか、必要がある場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した

条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、第8条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令若しくは条例等に違反した場合

2 町長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（協力）

第13条 補助事業者は、町長から月別発電実績、売電量、買電量及び使用熱量等の再生可能エネルギー設備利用に関する資料の提出を求められたときは、これに協力するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（廃止）

2 山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成23年山ノ内町告示第29号）及び山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金交付要綱（平成23年山ノ内町告示第65号）は、廃止する。

(別表) (第3条及び第5条関係)

区分	対象設備の要件	対象経費	補助対象者	補助額
太陽光発電設備	住宅(同一敷地内の住宅以外の建物を含む)の屋根及び壁へ設置することにより自家用に発電することができるほか、自家使用量を超える余剰電力については、電力会社に売電することができる機能を備えた最大出力10キロワット未満のものをいう。	太陽光発電設備を設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計(電力会社の所有となる場合は除く。)、配線・配線器具等の購入及び据付工事に要する費用。	個人	1キロワット当たり3万円に太陽光発電設備の最大出力を乗じて得た額。ただし、15万円を限度とする。
蓄電設備	太陽光発電設備と連結し、発電した電力を住宅に設置する定置型の蓄電設備に蓄電するもので、次の各号に掲げるもの。 ①蓄電池部及び電力変換装置から構成される設備で、一つのパッケージとして扱われる機器 ②住宅用太陽光発電設備(最大出力10キロワット未満)に連結する機器 ③蓄電容量が4キロワット時以上であるもの ④国が行う戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象製品として登録のあるもの	蓄電設備を設置するための経費で、蓄電池等の機器の購入及び据付工事に要する費用。	個人	対象経費の10分の1以内の額。ただし、10万円を限度とする。

温泉熱利用設備	温泉利用事業所において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯又は融雪等に利用する設備をいう。	温泉熱利用設備を設置するための経費で次の各号に掲げるもの。 ①設計費（必要な機械装置、材料、設備等の設計に要する費用） ②設備費（必要な機械装置、材料等の購入、製造（改修含む）又は据付等に要する費用（当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く） ③工事費（補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用）	事業者	対象経費の3分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。
	温泉引湯住宅において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯又は融雪等に利用する設備をいう。	同上	個人	対象経費の3分の1以内の額。ただし、10万円を限度とする。
太陽熱利用設備	住宅の屋根等に設置することにより太陽熱を集熱器に集め、給湯に利用する集熱器と貯湯槽が一体型のもの（自然循環型）及び集熱媒体を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成される設備で、給湯又は暖房等を行うもの（強制循環型）をいう。	太陽熱利用設備を設置するための経費で、貯湯槽、蓄熱槽、集熱器、熱量計、配管、配管器具等対象設備を構成する機器等の購入及び据付工事に要する費用。	個人	対象経費の5分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。
地中熱利用設備	地中の熱（冷熱を含む）を熱源としてヒートポンプ等で熱交換を行い、暖房、冷房、給湯又は融雪等を行う設備をいう。ただし、空気熱を用いる設備若しくは地下水の汲み上げ又は廃水を要する設備等の地盤環境へ影響を与えるおそれがある設備は除く。	地中熱利用設備を設置するための経費で、採熱井掘削、採熱管、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、室内機、配管（熱源側のみ）、配線・配線器具等の購入、据付工事に要する費用。	個人	対象経費の5分の1以内の額。ただし、30万円を限度とする。